

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所第1号機の
工事の計画（固定式周辺モニタリング設備の取付箇所の変更）の届出についての
確認結果

原規規発第 1810251 号
平成30年10月25日
原子力規制庁

（届出概要）

1. 届出者及び届出年月日等

届出者：東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長
小早川 智明

届出年月日等：

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく届出）

平成30年9月7日（原管発官30第101号）

補正年月日等：

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく届出の一部補正）

平成30年9月27日（原管発官30第126号）

2. 発電所の名称及び位置

名称：福島第二原子力発電所

位置：福島県双葉郡楡葉町及び富岡町

3. 発電所の出力及び周波数

出力： 4, 400, 000 kW

第1号機：1, 100, 000 kW（今回届出分）

第2号機：1, 100, 000 kW

第3号機：1, 100, 000 kW

第4号機：1, 100, 000 kW

周波数：50 Hz

4. 届出範囲

6. 放射線管理施設

6. 1 放射線管理用計測装置

（3）固定式周辺モニタリング設備

6. 4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6. 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

（1）品質保証の実施に係る組織

（2）保安活動の計画

（3）保安活動の実施

（4）保安活動の評価

（5）保安活動の改善

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事（放射線管理施設）

内容：固定式周辺モニタリング設備の改造

6. 届出理由

放射線管理施設の固定式周辺モニタリング設備のうち、空間放射性粒子濃度測定装置No. 1（以下「DM-1」という。）については、発電所敷地外の富岡町毛萱地区に設置していたが、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により流失した。

富岡町毛萱地区は、今後復興ゾーンとして整備されることから、取付箇所は発電所敷地内の北側敷地境界付近とすることとし、取付箇所の変更を行う。

（工事開始期限の延長）

延長後の期間：届出を受理した日から90日までの間（当該期間内に原子力規制委員会
が通知したときは、その日までの間）

通知年月日：平成30年10月5日（原規規発第1810057号）

（確認概要）

1. 確認内容

今回の届出に係る工事計画届出書本文、「放射線管理用計測装置の構成に関する説明書」、「放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」、「耐震性に関する説明書」、「構造図」、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」、「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」等に加え、別記のとおり東京電力ホールディングス株式会社から追加で提出のあった内容も併せて確認した。

本件は、(i) 当該移設工事の内容が、施設の保全ないし管理のための措置の範囲内にとどまり、かつ、安全性を向上させるものであること、(ii) 本発電所については新規規制基準適合の適合性審査を申請しておらず、当該移設工事がいわゆる再稼働の準備には当たらないと考えられること、さらに、(iii) 本発電所については、使用済燃料プール内の使用済燃料が既に長期間冷却されていることなどからみて、直ちに保安のための措置を講じなければならない状態にはないこと、などを踏まえれば、新規規制基準の全ての要求事項への適合を直ちに要求するまでの必要はないと考えられる。

したがって、適合性確認については、「東京電力福島第二原子力発電所のダストモニタの移設工事に係る取扱い及び敷地境界付近のモニタリング設備の信頼性について」（平成30年10月24日、第37回原子力規制委員会）に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）」（以下「技術基準規則」という。）のうち改正前の技術基準規則において要求されていた範囲内で、その適合性を確認するものとする。

確認した結果、以下のとおり核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第3項第一号に規定する発電用原子炉の設置の許可との整合性、同項第二号に規定する技術基準規則のうち改正前の技術基準規則で要求されていた範囲内において適合するものであること、同項第三号に規定する「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第8号）」（以下「品質基準規則」という。）に適合するものであることを確認した。

- ・発電用原子炉の設置の許可との整合性については、届出に係る内容が、福島第二原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（平成21年8月14日許可までの申請に係るもの。）の本文に記載された放射線管理施設の構造及び施設の変更を要するものに該当しないことから、許可を受けたところによるものである。
- ・当該空間放射性粒子濃度測定装置は、技術基準規則第三十四条（計測装置）第1項第十三号で要求している空間放射線粒子濃度を測定するためのものであり、計測結果を表示し、記録することができるものであることから、技術基準規則第三十四条（計測装置）第4項の規定のうち改正前の技術基準規則において要求されていた範囲内において適合する。
- ・耐震性については、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601（日本電気協会）」等に基づき、当該設備の耐震重要度分類（Cクラス）に応じた耐震設計が適切になされており、技術基準規則第五条（地震による損傷の防止）第1項の規定に適合する。
- ・構造強度については、クラス1、クラス2、クラス3、クラス4、原子炉格納容器、炉心支持構造物及び安全弁等のいずれにも分類されず、かつ、重大事故等対処設備に属さないため、技術基準規則第十七条及び第五十五条の対象外である。
- ・設計及び工事に係る品質管理の方法等については、品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善に係る事項について、安全文化を醸成するための活動、不適合の報告及び処理、業務プロセス、設計管理のグレード分け等を含めて品質保証計画として定められており、品質基準規則に適合する。なお、調達先に対しては、工事の重要度に応じて調達先の評価を行っており、調達管理のプロセスについては、工事監理等により確認するとしている。その上で検査としては、検査の項目（外観検査、組立・据付検査、性能検査等）について、品質管理項目一覧として整理しており、各検査の判定基準、工程、体制等を要領書等に定めて実施することとしている。

2. 処理意見

本工事計画は、原子炉等規制法第四十三条の三の九第3項の規定のうち、改正前の技術基準規則において要求されていた範囲内で適合しているものと認められる。